

児童福祉法（昭和二十二年法律第十六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定しました。

平成二十八年十月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	障害児通所 支援の種類	指定年月 日
アートチャ イルドケア 株式会社	大阪府大東市泉 町二丁目一四番 一一号	アートチャ イルドケア S E D スク ール近鉄学 園前	奈良市学園北 一丁目一番 一〇号 森田 ビル四階	児童発達支 援	平成二十 八年十月 一日
株式会社楽 立	御所市大字戸毛 九七八番地の一	放課後等デ イサービス 縁J O Y	御所市大字栗 阪一八五―八	放課後等デ イサービス	平成二十 八年十月 一日
株式会社福 笑	磯城郡川西町大 字結崎六二五― 二四	放課後デイ サービスふ くちゃん	磯城郡川西町 大字結崎六二 五―二四	放課後等デ イサービス	平成二十 八年十月 一日
社会福祉法 人飛鳥学院	桜井市大字谷四 八〇番地の一	児童発達支 援事業所あ すか	桜井市大字谷 四九〇番地の 六	児童発達支 援 放課後等デ イサービス 保育所等訪 問支援	平成二十 八年十月 一日
株式会社U	橿原市御坊町一	リハビリ発	磯城郡田原本	保育所等訪	平成二十

株式会社U Tケアシス テム	五二	達支援ルー ムUTキッ ズ田原本	町大字三笠一 六六	問支援	八年十月 一日
五二	五二	リハビリ発 達支援ルー ムUTキッ ズp l u s	檀原市御坊町 一五二	保育所等訪 問支援	平成二十 八年十月 一日